

平成 28 年 6 月 10 日

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ETF】『MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信 (愛称:前向き日本)』設定・上場について

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:金上孝)は、『MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信(愛称:前向き日本)』を6月27日(月)に新規に設定し、6月29日(水)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	1485

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式(一般)	年2回	日本	その他(iSTOXX MIB Japan 積極投資企業200インデックス)

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



MAXIS



MAXIS

ファンドの設定にあたって

これまでの日本企業の収益力(ROE)は、欧米企業と比較して低位で推移してきました。しかし、アベノミクスで掲げたコーポレートガバナンス強化といった政策などにより、経営者や投資家の意識を高める取り組みが進むことで、日本企業の収益力の向上が期待されています。

そうした中で、将来の成長に向けた投資を積極的かつ前向きに行っている企業を投資先として選定することは、長期的なリターンを追求するための手法として有効であると考えています。

そこで、弊社では、安定的に高収益を上げている企業のうち、将来の成長に繋げるために積極的な投資(設備・人材)を行っている200社の株式で構成された「iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス」に連動する投資成果を目指す上場投資信託(ETF)を設定いたしました。

当ETFは東京証券取引所に上場予定であり、皆様に中長期的に投資していただけるよう、信託報酬は年 0.2376%(税抜 0.22%)と低く抑えています。

当ファンドが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

対象指数(iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス)の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスに連動する成果をめざして運用を行います。

iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスに採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をiSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスの変動率に一致させるよう運用を行います。

個別銘柄の株数の比率は、iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスにおける個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

<iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスについて>

iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスとは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性等によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、①収益性スコア②設備投資スコア③人材投資スコアの3点を総合的に勘案し、200銘柄を選定・算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックスは、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド(以下「STOXX社」)が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2008年12月22日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

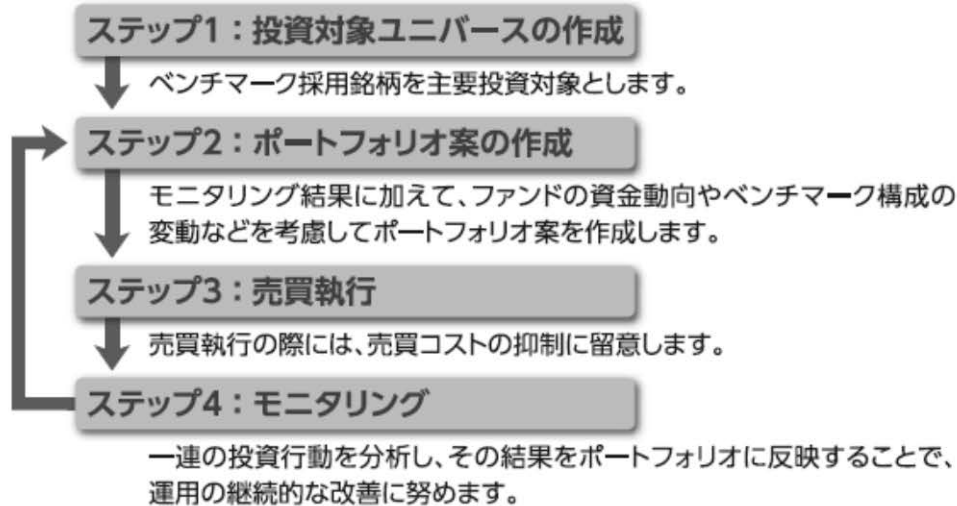
■iSTOXX MUTB Japan Proactive Leaders 200 Index (iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス)の算出要綱

https://www.stoxx.com/document/Indices/Common/Indexguide/index_guide_jp.pdf

■iSTOXX MUTB Japan Proactive Leaders 200 Index (iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス)のインデックスデータ

https://www.stoxx.com/document/Indices/Current/HistoricalData/h_3mixmnp1p.txt

＜運用プロセスのイメージ＞



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜金融商品取引所＞

・東京証券取引所（2016年6月29日に新規上場予定）

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み（追加設定）を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付（交換）します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。

- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス」の免責事項について

STOXXリミテッド(以下「STOXX」)、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、金融商品に関して対象インデックス及び関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンサーと一切の関係を有していません。

iSTOXX指数は、個別のルール・ブックに基づき、顧客の要求又はマーケットの要望に合わせて作成されるものであり、STOXXグローバル指数シリーズに含まれるものではありません。

STOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、以下のことを行わないものではありません。

- 》 金融商品を支援、推奨、販売又は宣伝すること
- 》 金融商品又はその他の証券への投資を勧めること
- 》 金融商品についてタイミング、数量若しくは価格について責任若しくは義務を負ったり、又はこれらについての何らかの意思決定を行うこと
- 》 金融商品の管理、運営又はマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- 》 対象インデックスの決定、組成若しくは計算にあたり、金融商品へのニーズ若しくは金融商品の保有者を考慮すること、又はそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、金融商品又はその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ(過失の有無を問わず)いかなる責任も負うものではありません。

又、STOXXは、金融商品の購入者又は他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

- 》 STOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、以下について、何ら明示又は黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
 - 対象インデックス及びそれに包含されるデータの利用に関連し、金融商品、その保有者又は他のいずれかの者が取得すべき成果
 - 対象インデックス及びそのデータの正確性、適時性及び完全性
 - 対象インデックス及びそのデータの商品性、並びに特定の目的又は使用への適合性
 - 金融商品の運用成果一般
- 》 STOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、対象インデックス又はそのデータに関するエラー、遺漏又は中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。
- 》 STOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、いかなる状況の下でも、対象インデックス若しくはそのデータにおけるか、若しくは金融商品に一般的に関連するエラー、遺漏若しくは中断の結果として生じる逸失利益又は間接的、懲罰的、特別若しくは結果的な損害若しくは損失について、一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX、ドイツ証券取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーがそうした損失若しくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です。

当社と STOXX との間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためのものであって、金融商品の保有者又は他いかなる第三者の利益を図るものでもありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に関行されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2016年6月27日(2016年6月29日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の16日
ベンチマーク	iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス
取引所における売買単位	1口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.2376%(税抜 年率 0.22%)</u> 以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の <u>54%(税抜 50%)</u> 以内の額
ファンドの上場に係る費用	2016年6月27日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.05%(上限)をかけた額)
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・交換請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2016年6月27日(2016年6月29日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の16日
ベンチマーク	iSTOXX MUTB Japan 積極投資企業200インデックス
取引所における売買単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご覧ください。
申込単位等	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。
申込価額	申込受付日の基準価額
交換請求の受付	2016年9月1日以降において、その請求の翌営業日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換を請求できます。ただし、交換の請求ができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 なお、解約の請求はできません。
交換単位等	委託会社が定める一定口数 受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■申込時に直接ご負担いただく費用	
申込手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
■交換時に直接ご負担いただく費用	
交換手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	なし
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率0.2376%(税抜 年率0.22%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品質料の54%(税抜 50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2016年6月27日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.05%(上限)をかけた額)
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年6月10日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上